

東京出入国在留管理局

Tokyo regional immigration services bureau



業務内容

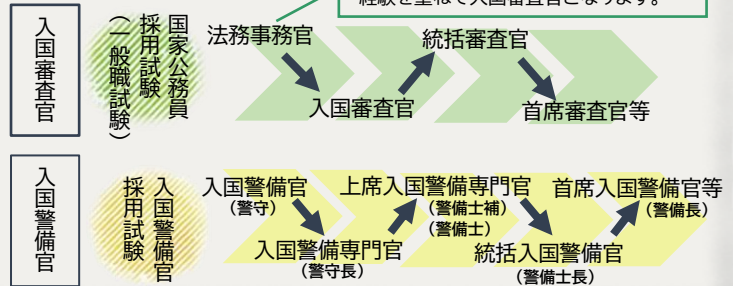
- 空海港での出入国の管理
- 日本に在留する外国人の管理
- 難民認定手続
- 退去強制手続
- 共生社会の実現に向けた外国人の受入れ環境整備

パンフレット



職員数(令和4年度末定員)
入国審査官:1898人
入国警備官:785人

昇任



勤務地

東京入管の管内(品川にある本局、3つの支局(成田空港・羽田空港・横浜)、12の出張所(水戸・宇都宮・高崎・さいたま・千葉・松戸・立川・新潟・甲府・長野・新宿・川崎)となります。

また、人事異動で出入国在留管理庁(本庁)や、他局へ異動することもあります。

お問い合わせ

東京出入国在留管理局
職員課

○人事第一係(入国審査官)
○人事第二係(入国警備官)
〒105-8255
東京都港区港南5-5-30
TEL:0570-034259

採用情報

入国審査官



入国警備官



先輩からの
メッセージ

入国審査官(平成31年採用/
一般職試験(高卒程度)/成田空港支局審査管理部門)

私は、現在、空港で出入国審査業務を担当しています。業務内容は、外国人の出入国審査と日本人の出帰国確認です。外国人の入国審査では、パスポートやビザの有効性を確認するだけでなく、入国目的や滞在期間など申請内容に不審な点がないか判断しています。入国目的を偽って入国しようとする外国人の入国を未然に防ぐことができた時は、やりがいを感じます。

入管の業務は、出入国審査以外にも日本で生活する外国人の在留資格や在留期間の審査、難民の適正な庇護、外国人の在留支援など多岐にわたっています。今後は、様々な業務に携わっていくことになると思いますが、少しでも戦力になれるよう、日々の業務に励みたいと思います。入管の業務に興味を持ってくださった皆さんと一緒に働ける日を楽しみにしています。

入国警備官(令和2年採用/
入国警備官採用試験/調査第三部門)

入国警備官の仕事は主に、違反調査、摘発、収容、送還に分かれています。

私は、現在、調査第三部門に所属し、法違反外国人の違反調査に従事しています。

外国人が違反する理由は人それぞれですが、各関係機関に協力を求め、事実確認をしながら違反調査を行い、違反事実を明らかにすることは、入国警備官ならではの仕事であり、やりがいを感じています。

また、この仕事は英語、中国語又は韓国語等の語学力及び公安職として体力を向上させ、それらを生かすことができます。語学力や体力に自信がなくても、採用後の研修で入管法のほかに、語学や逮捕術などの入国警備官に必要なことを学ぶので心配ありません。

